

別紙「マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱」新旧対比表

改正後	改正前
<p>別紙 MY-A1</p> <p style="text-align: center;">マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">(作成日) 平成 29 年 11 月 7 日 (最終改正日) <u>令和 2 年 5 月 11 日</u></p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>年次報告と更新手続き</u></p> <p>(1) <u>認定と畜場等はマレーシア政府により輸入が認められた時点から 1 年ごとに年間評価のための報告書を都道府県知事等へ提出すること。なお、作成にあたっては厚生労働省より最新の様式を入手すること。</u></p> <p>(2) 都道府県知事等は、(1) の報告書を受理し、内容に支障がないと認めるときは、当該報告書を厚生労働省宛て報告すること。</p> <p>(3) 厚生労働省は、(2) の報告を受けた場合、当該報告書をマレーシア政府に通知すること。</p> <p>(4) <u>マレーシア政府により輸入が認められる期間は 1 年であるが、輸入が認められた時点から 1 年目の年次報告書でマレーシア政府から問題ないと評価された場合は、輸入が認められる期間は 2 年延長される。マレーシア政府により輸入が認められた期間の 3 年目に、マレーシア政府による現地調査が行われる。</u></p> <p>9 (略)</p>	<p>別紙 MY-A1</p> <p style="text-align: center;">マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">(作成日) 平成 29 年 11 月 7 日 (最終改正日) <u>令和 2 年 4 月 1 日</u></p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 輸入が認められる期間</p> <p>(1) <u>施設のマレーシア政府により輸入が認められる期間は 1 年であることから、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、マレーシア政府により輸入が認められた時点から 1 年以内に、認定と畜場等はマレーシア政府の年間評価のための報告書を作成し、都道府県知事等へ提出する。</u></p> <p>(2) 都道府県知事等は、(1) の報告書を受理し、内容に支障がないと認めるときは、当該報告書を厚生労働省宛て報告する。</p> <p>(3) 厚生労働省は、(2) の報告を受けた場合、当該報告書をマレーシア政府に通知する。</p> <p>(4) 報告書に基づくマレーシア政府の評価の結果、問題が確認されなければ、輸入が認められる期間は 2 年延長される。マレーシア政府により輸入が認められた期間の 3 年目に、マレーシア政府による現地調査が行われる。</p> <p>9 (略)</p>

別紙様式 1 ～ 5 (略)

別添 1 ～ 3 (略)

別紙様式 1 ～ 5 (略)

別添 1 ～ 3 (略)